

令和3年1月21日

各生涯学習事業運営代表者 様

各団体代表者 様

生涯学習課長

## 学校を活動場所とする各種生涯学習事業について 【新型コロナウイルス感染症関連】

日頃より生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、宮城県において感染者が増加していることを踏まえ、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づく地域の感染レベルが「レベル2」に引き上げられました。

これにより、学校における感染症対策についていくつかの変更事項があり、同様に学校を活動場所とする各種生涯学習事業についても下記の通り、補足・変更いたします。内容についてご確認いただき、コーディネーターや指導者並びに参加者等に周知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 本通知の対象となる各種生涯学習事業

社会学級／放課後子ども教室事業／マイスクールプラン21推進事業／学校図書室等開放事業  
土曜日の教育支援体制等構築事業／学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）

#### 2. 感染防止策の変更と徹底

- ・参加者等の健康観察を徹底し、検温、風邪症状、同居家族の健康状況の確認は、校舎に入る前に代表者や指導者等が確認する。
- ・指導者及び参加者等自身の発熱等の風邪症状がみられる場合だけでなく、同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合は、参加を認めない。
- ・コーディネーターや管理指導員・安全指導員等の事業運営に従事する方は、これまで同様、「健康チェックカード」に体温等を記入し、自身または同居家族に風邪等の症状がある場合は活動に参加しないこととします。健康チェックカードは、今の書式のものを継続して使用し、同居家族の健康状況については、備考欄に記入してください。（健康チェックカードは、小1生活・学習サポーター事業及び学校支援地域本部事業と共通の様式を使用する。複数事業に携わっていただいている方でもカードは一枚で管理する。）

（裏面あり）

- ・指導者は、活動状況の確認を徹底する。（マスクの着用、手洗いや手指消毒、3密の回避、活動時間の短縮、接触や大声での発声の制限、共用物の適正管理、活動前後の消毒の徹底等）
- ・用具等については、不必要に使い回しをしない。
- ・スポーツや吹奏楽等の活動内容は、学校における部活動等の内容を勘案しつつ、行う。感染リスクの高い活動については、実施について慎重に検討する。（密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする活動、向かい合っでの発声等）
- ・学校施設における練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施については、感染状況等を踏まえ、当分の間、自粛する。実施可能となった場合も実施について慎重に検討するとともに、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を十分に講じる。
- ・スポーツや吹奏楽等の活動を行う場合は、各団体が作成するガイドラインを踏まえて活動する。

※各事業とも、地域や活動場所となる学校によって実情が異なります。学校利用の方法や感染防止対策については、各学校のルールに従うこととします。

※各事業において「2. 感染防止策の変更と徹底」が図られることが事業実施条件となります。

### 3. 新型コロナウイルス感染者が発生した場合

指導者及び参加者等、また、それぞれの同居している家族が濃厚接触者または陽性となった場合は、生涯学習課に速やかに報告願います。関係機関と連携を図りながら具体的な対応をすることになります。濃厚接触者と判断された場合、2週間程度の自宅待機となる可能性があります。

### 4. 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルについて

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい背生活様式』～」の第5版が令和2年12月3日付で文部科学省から発出されています。必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

担当：教育局生涯学習課

022-214-8887